

習志野市からだ・心・歯の健康づくりを 推進し、地域社会全体で個人の健康を 支え守るための社会環境の整備に 取り組むまちづくり条例 (通称)健康なまちづくり条例

習志野市保健福祉部健康支援課

1 条例制定に至った背景

本市では、平成25年4月1日、(通称)習志野市健康なまちづくり条例を施行しました。これまでは、国の「健康日本21」及び千葉県「健康ちば21」を踏まえ、市町村に策定義務はないものの、平成16年3月に、健康増進計画として、健康づくりの総合計画「健康なまち習志野」を策定し、推進してきました。この計画は、健康を体の健康だけでなく、地域活動や暮らしやすさ、環境をも含めた広い領域で捉えていることが特徴です。

「健康なまち習志野」計画は、ヘルスプロモーション(世界保健機関が1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21

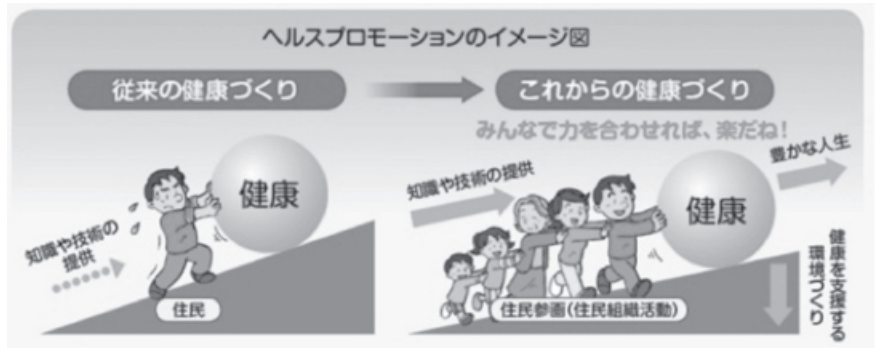
世紀の健康戦略で、2005年のバンコク憲章で承認された『人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるとするプロセス』(のこと)の考え方を基本理念としており、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を社会全体で支えていく環境の整備を図ってきました。

しかし、この計画を推進していく中で、問題・課題が2点見えてきました。1点目は健康づくりに関する市民意識の醸成です。平成22年度に市民を対象に健康意識調査を実施した結果、「歩くこと」「運動に取り組むこと」「歯の健康に取り組むこと」など、個人の健康づくりの意識は少しずつ浸透したことを窺い知

ることができましたが、「ストレスの解消」「人間関係づくり」「ボランティア」といった項目で、意識の低下がみられました。2点目は、健康づくりにおける役割の明確化です。ともに健康なまちづくりを担う、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者(医療保険者、医療機関、教育機関等)の役割が明確に示されていなかったことや、相互の連携・協働が十分に機能していないこと等により、健康なまちづくりの推進力が脆弱だったのではないかと考えました。

また、近年における少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化する中で、本市のみならず全国的に、医療保険・介護保険財政が逼迫しているとともに、健康格差の拡大が明らか

習志野市では、市民1人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動して生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを目指すことを目的として「(通称)習志野市健康なまちづくり条例」を制定した。WHO(世界保健機関)が提唱する「21世紀の健康な社会づくりのための戦略」である、ヘルスプロモーションの理念を忠実に反映した条例として注目されている。



ルスプロモーションの理念に基づき、本市における確固とした健康なまちづくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民に示すことが必要であると考え、健康づくり全般に関わる条例を制定することとしました。

になってきています。

こうした問題・課題に對して、医療保険・介護保険制度の健全な運営や健康寿命の延伸、さらには健康格差を縮小することが求められています。

そこで、健康なまちづくりを更に発展させるため、へ

2 条例制定までの経緯

・ 条例（案）の検討を行うため、保健福祉部長を委員長とし、市長部局、会計課、行政委員会、教育委員会、消防、企業局の次長職で組織する「庁内検討委員会」を平成24年2月に設置し、10月までに3回開催しました。

・ 条例（案）の検討の実務を担当する、庁内検討委員会の下部組織として、各部局の管理担当課の係長相当職で組織する「作業部会」を平成24年2月に設置し、4月～5月までの間に5回開催しました。

・ 条例制定後の推進母体として期待される、習志野市医師会、歯科医師会、薬剤師会に条例（案）の説明をし、意見交換を行いました。

・ 「健康なまち習志野」計画の評価に関する私的諮問機関である、「健康なまち習志野評価委員会」及び本市の「保健医療計画」の推進に関する私的諮問機関である「習志野市保健医療協議会」で条例（案）の説明をし、意見交換を行いました。

・ 条例（案）について市民意見を募集するため、平成24年9月1日から1か月間パブリックコメントを実施しました。

・ 平成24年習志野市議会第4回定例会に、条

例（案）を議案として上程し、出席議員全員の賛成により可決・成立しました。（平成24年12月28日公布、平成25年4月1日施行）

3 条例の構成と条文の解説

条例の目的は、健康なまちづくりを推進し、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる社会を築くことです。健康なまちづくりを推進するための手段として、基本理念を明確にし、市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者の責務を定め、それぞれが連携及び協働して取り組むこととしています。

条例の対象は、全ての在住、在勤、在学の市民としています。前文と第1条から第16条までの条文で構成しており、第1条から第9条までは目的や基本理念といった一般的な事項を、第10条から第14条までは健康づくりの基本的な施策を大きく4つに分類し、規定しています。また、第15条では健康なまちづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）に関する調査・審議を行うために設置する審議会について規定しています。

（一）前文

前文は、条例全体の趣旨が理解できるように総論としてまとめたものです。本条例にお

(通称) 習志野市健康なまちづくり条例 前文

健康なまちとは、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動するとともに、いきいきと安心して幸せな生活を送ることができる地域社会のことである。

このような地域社会の中で人や地域を愛し、健康づくりを楽しみ、その活動を通して生命の大切さを知り、人生の意義を学び、幸福を実感できることは、いつの時代であっても全ての市民にとって共通の願いである。

健康なまちづくりを推進するためには、個人の健康観が、性別や年齢、生い立ち、生活環境によって多様であることを考慮し、あらゆる分野と立場において健康を意識した施策及び活動に取り組み、個人が行う健康的な生活習慣づくり及び健康を支えるための社会環境の整備を連携及び協働しながら行うことが求められる。

このような認識に基づき、健康なまちづくりについての基本理念を明らかにし、必要な事項を定めることにより、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

いて重要な用語である「健康なまち」をヘルスプロモーションの考え方に基づき定義し、この健康なまちで生活することが全ての市民にとつての普遍的な願いであること、目的、基本理念、関係者の連携及び協働・責務について謳っています。

(2) 第2条 定義

「健康なまちづくり」という用語が一般的ではないこと、第4条 連携及び協働、第5条 第9条 責務の対象を明確化する必要があることから、さまざまな解釈がある用語について、その意味を統一するために定義して

います。

(3) 第3条 基本理念

本市が目指す健康なまちづくりの方向性を、基本理念として規定しています。健康なまちづくりの実現は、いわゆる狭義の健康である、個人の健康づくりだけでは限界があり、難しいことから、社会環境の整備にも連携・協働して取り組むこととしています。

①市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むよう努めるものとする。

②市、市民活動団体、事業者及び健康づく

り関係者は、社会環境が個人の健康に与える影響に鑑み、市民が継続的に健康づくりを楽しめるよう、地域社会全体として個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に連携及び協働して取り組むよう努めるものとする。

(4) 第4条 連携及び協働

健康なまちづくりへの取組みは、行政が行うだけでは十分な効果を得ることは難しく、関係者との連携・協働により相乗的な効果を発揮します。市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者がそれぞれの責務を踏まえ、相互に連携及び協働する中で、健康なまちづくりに関する施策又は活動を実施するよう努めるものとしています。

(5) 第5条 第9条 責務

第3条の基本理念の実現に向けて、それぞれが取り組むことを責務として明確化しています。

○市

長期計画その他各種施策に関する計画を策定し、これらを推進するに当たっては、第3条の基本理念を踏まえて行うものとする。

○市民

(通称) 習志野市健康なまちづくり条例における用語の定義

用語	定義
(1) 健康なまちづくり	市民が自らの健康に関心を持ち、心身の状態をより良くするための個人の健康づくりに取り組むこと及び地域社会全体が個人の健康を支え、守るための社会環境づくりに取り組むこと。
(2) 市民活動団体	地縁型組織、特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うもの。(例：自治会や町会、特定非営利活動法人(NPO法人)、法人格を持たないNPO、ボランティア活動団体、サークル等)
(3) 事業者	市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人。
(4) 健康づくり関係者	医療保険者、医療機関、教育機関その他個人の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの。(その他の例：保健医療分野の職能団体、保健医療に関する専門職、福祉関係機関等)

基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、健康的な生活習慣の確立に取り組む等、個人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行うよう努めるものとする。

○市民活動団体

基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して、健康なまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

市民活動団体は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○事業者

基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して健康なまちづくりに寄与するとともに、従業員及びその家族の健康づくりのための職場環境の整備に努めるものとする。

事業者は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○健康づくり関係者

基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して保健指導、健康診断、予防接種その他の保健医療に関する正しい情報を提供し、市民が公平に保健医療に係るサービスの提供を受けられるよう努めるものとする。

健康づくり関係者は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する

健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(6) 第10条～第15条 基本計画、基本的施策、健康なまちづくり審議会

基本計画において、重点的に取り組む事項を、①からだの健康づくりに関すること ②心の健康づくりに関すること ③歯及び口腔の健康づくりに関すること ④個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に関すること、の4つに分類しています。また、市は、この4つの事項を推進するための基本施策を実施し、これらの基本計画、施策については、「健康なまちづくり審議会」で調査審議することとしています。

重点的に取り組む事項を4つに分類した理由は、世界保健機関が提唱した憲章で、健康を「Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity. 健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。」と定義しており、この健康の定義に基づき、「からだ」「心」「歯及び口腔」「社会環境の整備」に分類しています。また、「歯及び口腔」を「からだ」に

含めず、重点的に取り組む独立した事項として規定した理由は、国並びに千葉県が相次いで歯と口腔に関する法律・条例を施行したこと、歯及び口腔の健康の保持が生活習慣病やその他の疾病予防に大きな効果があること、また、口腔は食べ物と同時に細菌を始めとする微生物の入り口であり、口腔に定着している口腔細菌が口腔内のみならず全身にも影響を与えていることが、研究により検証されていることから、歯と口腔の健康づくりは今後ますます重要性、必要性を増していくものであるとの考えからです。

4 条例施行後の取組み

この条例は、「ヘルスプロモーション」の考え方を忠実に反映しているという意味において、全国初の条例です。条例の趣旨を市民や関係者など多くの方々に周知し、理解していただくことが重要です。そこで、今年度は周知に重点を置いて全庁的に取り組んでいます。

○市民に向けた周知

条例について広報・ホームページに掲載した他、パンフレットの配布、ケーブルテレビ「なるほど習志野」での放映、各種パンフレットや健康支援課が使用する市の封筒（がん検診の世帯通知・母子保健や予防接種関係通知等）に条例制定のお知らせ文

JR津田沼駅南口ペDESTリアンデッキへの掲示



の印刷、横断幕を作成して駅ペDESTリアンデッキ（連絡通路）への掲示することなどを通して周知を行いました。

また、地域に関係する各種団体の代表者や市の地域担当職員などを構成員とし、市民と行政の相互理解を深めることを目的として市内17コミュニティで開催される「まちづくり会議」での説明を行いました。

その他、商工振興課では、習志野市のシティーセールスの推進並びにクールビズ等の環境対策の一環として、「健康なまちづくり条例」をテーマとした「習志野市オリジ

袖口に『2013健康なまちづくり条例スタート!』とPR。胸元には、health promotion の文字。



ナルポロシャツ」を製作し、一般に販売しています。

○市民活動団体に向けた周知

市職員が市民の勉強会に出向いて市政について話をする「まちづくり出前講座」のメニューに取り入れて、説明しています。

また、各課で関わりのある、環境・保健・福祉・介護・商工などさまざまな分野の団体には、それぞれの担当課が機会を捉えて周知しています。

○事業者に向けた周知

習志野商工会議所や習志野市商店会連合

会、介護保険事業者等にパンフレットを配布し説明した他、習志野商工会議所報「商工習志野」に、条例制定・施行のお知らせ文を掲載しました。

○健康づくり関係者に向けた周知

医療機関には、医師会・歯科医師会・薬剤師会を通じて、市民が受診する身近な病院、歯科医院、薬局にパンフレットを置き周知しています。

教育機関である、小学校・中学校へは、ケーブルテレビ「なるほど習志野」の放映内容をDVD化し、条例の理解に活用していただくため教育委員会を通じて貸出しています。また、総合教育センターの依頼により、採用後5年目までの小・中学校の若手教職員研修の中で、条例について学校で取り組むべきこと、留意することについて講演を行いました。

条例の周知以外にも、健康なまちづくりを推進するため、今年度から新たな事業を実施しています。

○がん等の病気の早期発見と早期治療のために、日曜日の検診の実施や子育て世代の受診率向上のための託児付き検診を実施しています。

○骨髄移植ドナーの登録者数の増加と骨髄提

供者の負担軽減のために、骨髄提供者と提
供者が従事する事業所に助成金を交付しま
す。

5 今後の課題と展望

市民、市民活動団体、事業者を対象とした健康意識調査を今年度実施します。次期基本計画では、「個人の健康を支え、守るための社会環境の整備」に取り組むこととしており、市民の健康的な生活に影響するあらゆる分野における健康格差の縮小につながる施策を展開していくためにも、健康意識調査は重要であると考えています。そこで、市民活動団体や事業者を対象とした健康意識調査で得られた回答を分析し、あらゆる分野の関係者との連携・協働につながるような対応を検討していきます。

また、市民だけでなく、全職員の健康に対する意識を、「健康」イコール「健康医療部門の領域」から、「健康」イコール「あらゆる部門の領域」へと転換し、共通認識を持つことが重要であると考えています。そこで、全職員にパソコンが配置されている状況を活用し、意識改革と共通認識につながる情報を発信していきます。さらに、次期基本計画では、「健康影響予測評価（さまざまな政策が健康にどのような影響を及ぼすかを事前に予

測・評価する方法論）」の考え方を活用して
いきたいと考えています。

今後も引き続き、条例を周知し、条例の趣
旨の浸透につなげることで、市民が生涯にわ
たつていきいきと安心して幸せに生活できる
よう、健康なまちづくりを推進していきます。

